

## 応援団心得

- 1 団員は本校の生徒として、礼儀とプライドを忘れてはならない。
- 2 団員は団結して統制のもとに行動しなければならない。
- 3 団員は勝利への推進者であることを自覚し、熱烈なる声援を送らなければならない。
- 4 団員は応援活動を通じて校を高揚し伝統の礎となるよう励まなければならない。

## 秋田県立六郷高等学校応援団団則

第1条 本団は秋田県立六郷高等学校応援団と称する。

第2条 本団は本校生徒全員をもって組織する。

第3条 本団は秋田県立六郷高等学校応援団心得を守り、本校部活動の健全なる発展を促し、校風の高揚を図ることを目的とする。

第4条 (役員)本団に次の役員を置く。

- 1 団長 1名
- 2 副団長 1名
- 3 幹部団員 若干名

第5条 (役員)の選出方法及び任期)

- 1 団長は直接選挙制とする。
- 2 副団長及び幹部団員は団長が指名し、評議委員会の出席者の3分の2以上の承認を得る。
- 3 役員)の任期は1年とし、毎年11月に改選するものとする。

第6条 (役員)の罷免)

- 1 団長及び副団長1名の罷免は選挙後30日を経過した後選出団体の5分の1以上の連署をもって生徒会執行委員会に提出し、生徒全員の過半数の賛成を得て成立する。
- 2 団長が指名した副団長及び幹部団員の罷免は評議委員会の決議又は承認を得て、団長が辞任させる。

第7条 (役員の仕事)

- 1 团长は本団を代表し、团務を総括する。
- 2 副团长は常に团长を補佐し、团长不在のときは、これを代行する。
- 3 幹部团员は全校团员をリードして応援活動を行う。
- 4 幹部团员は团长の統率のもとに応援活動を行う。
- 5 幹部团员は3分の2以上の賛成をもって、团长の決定を拒否できる。

第8条 応援歌練習は少なくとも1回行うものとする。

第9条 本団は校長の承認を得て顧問教師を委嘱し、その活動に当たっては指導助言を受けるものとする。

第10条 团則の改正は、团员の3分の2以上の賛成を要し、修正案は生徒会執行委員会で作成し、生徒総会の議決を経た後校長の承認を得るものとする。